

AW Letter

Vol.18

2020年1月



目次

1	はじめに	2
2	インドネシア言語法および契約実務に関する最新動向	3
3	インドネシア最新知財情報	7
4	中国における個人データ（個人情報）保護法制【後編】 ～サイバーセキュリティ法の解説～	11
5	AW Update-1 日本経済新聞社プロデュース、株式会社日経カルチャー主催の視察ツアー「スタートアップ大国『インド』を体感」協賛のお知らせ	16
6	AW Update-2 渡邊満久弁護士 インド駐在開始のご連絡	17
7	AW Update-3 早稲田大学ビジネススクール講義報告	18

はじめに

2020年代の劈頭に際して

AsiaWise法律事務所代表弁護士 久保光太郎

波乱含みの新しい十年代が始まりました。AsiaWise法律事務所にとっては3年目の幕開けです。2年前の開設当初、所属弁護士は私1人でしたが、2年の間に日本人弁護士の数7人に増え、グループ全体ではメンバーの国籍も日本、インド、中国と多彩になりました。これもひとえにクライアントを始めとする皆様のお陰様と感謝しております。

振り返ってみれば、2010年代の10年間は、日本の法律事務所、弁護士にとってアジア展開がトレンドのひとつでした。私自身も、ちょうど10年前の2010年1月、前職（西村あさひ法律事務所）から、インドへの派遣第一号としてアジアのフロンティアを経験するチャンスを頂いていました。当時、西村あさひは日本で最も弁護士の数が多い事務所でしたが、日本国外には1つの事務所も持っていませんでした（※2010年中に北京、ホーチミンに事務所を開設）。十年一昔と言いますが、大手法律事務所がアジア各地に事務所を開設した今となつては、隔世の感があります。

さて、2020年代はどのような変化が私たちを待ち受けているのでしょうか。ひとつ間違いないことは、日本の人口の減少、急速な高齢化、そしてアジアの成長です。これに伴い、日本企業はこれまで以上にクロスボーダー化が進み、国内事業・海外事業という区別も意味を失っていくことが想定されます。また、日本の国内でも、外国人労働者、旅行者の受入れを通じて、隣に外国人がいて当たり前という社会が到来しつつあります。

テクノロジーの進展がもたらす変化も、ますますスピードを早めることでしょう。AIや自動運転、顔認証といった新たなテクノロジーは、新たな法律問題を生じさせます。そこでは想像力と創造力をもったルール・メイキング力が問われます。また、法務サービス自体、労働集約的な職人的サービスから、テクノロジー主導の開発及びコンサルティング・サービスの組合せに変化していくかもしれません。

また、2020年代は、地球温暖化を始めとする環境問題、移民・難民などの社会問題も、より困難な問いとなって立ち現れることが想定されます。高度経済成長期や冷戦終結期のような楽観的な世界観をもつことは難しい時代です。そういった中で、ひとりひとりの個人が情報を取捨選択し、しなやかに立場を見定め、意見表明していくことが必要となります。社会課題を解決する知恵をはぐくむ次世代の教育や、リテラシーの涵養も重要となってきます。

以上のような時代認識に立つて、私自身は、微力ながら自分にできることに尽力したいと考えています。アジアのクロスボーダー分野での日本企業の支援はもちろんのこと、多様性（ダイバーシティ）のある日本社会の実現、テクノロジーと法にまつわるフロンティアの探求、環境・社会問題への関与、そして次世代の教育、これらがキーワードです。この十年代、いかに変化が激しくとも、変わらぬ価値、大切なことがあるはずであると信じます。

AW Letterも単なる広告媒体ではなく、ひとつのメディアとして、社会の変化を踏まえた視座の提供を目指して参りたいと考えています。引き続き皆様のご支援、ご鞭撻を頂ければ幸いです。

AW Letterの配信登録は以下のURLからお願い致します。

<https://www.asiawise.legal/news-letter>

インドネシア言語法および契約実務に関する最新動向

インドネシアでは、契約書の言語としてインドネシア語の使用が強制される法令

(Indonesia's Law No. 24 of 2009 regarding the National Flag, Language, Emblem and Anthem: 以下「言語法」といいます。)が存在することは、広く知られているところです。この言語法に関して、**2019年9月30日、大統領府令(The Presidential Regulation No. 63 of 2019: 以下「新規則」といいます。)**が施行されました。そこで本稿では、かかる新規則の内容についてご説明いたします。

1. インドネシア言語法について

新規則の内容に立ち入る前に、まずは言語法に関して簡単に振り返ります。

インドネシア言語法第31条1項は、インドネシア企業またはインドネシア人を当事者とする契約ないし覚書の締結については、契約書や覚書（以下「契約書等」といいます。）をインドネシア語にて作成しなければならない、と定めています。また、同条第2項において、外国企業を当事者とする契約書等については、英語または当該外国当事者の国の言語も用いることができると定められています。

当該規定に違反した場合、すなわち契約書等についてインドネシア語版を作成しなかった場合の扱いについて、言語法は何ら規定していません。しかしながら、過去には、英語のみで作成された貸金契約について言語法第31条1項違反ゆえに契約が無効であると判断した裁判例があります。^{*1}そのため、言語法違反によって契約そのものが無効になるリスクを否定することができず、どこまでの対応をとるかが実務上問題となっておりました。

実際には、インドネシア語版の契約書を作成する手間とコストを避けるため、契約締結時点では英語等の外国語で作成しておき、後で必要に応じてインドネシア語版を作成する、という運用が実務上しばしば行われてきました。かかる運用が言語法上許容されるかどうかについても明らかではありませんでした。

また、インドネシア語版と英語版の両方を作成した場合において、内容に齟齬が生じた場合に英語版が優先すると定めることができるのかという点についても、言語法上は明らかにされておらず、見解が分かれていました。実務上は、英語等の外国語版を優先するものとして定めてきた例が多いように思われます。

これらの実務上の運用が、新規則の施行によりどのような影響を受けるのかという点について、項を改めて検討したいと思います。

2. 新規則について

新規則のうち、言語法を具体化する規定は第26条にあたります。第1項から第4項で構成されており、そのうち第1項および第2項は、先述の言語法第31条1項および2項と同じ文言です。したがって、第3項および第4項が、今般追加された規定ということになります。

第3項：第2項に定める外国当事者の国語および/または英語は、外国当事者との覚書または契約書の理解を統一するため、対訳または翻訳（“the equivalent or translation”）として使用される。

第4項：第3項に定める対訳または翻訳に対する解釈に相違がある場合、使用言語は、覚書または契約書において合意された言語とする。

（注：翻訳は筆者による非公式訳）

^{*1} West Jakarta District Court judgment 451/PDT.G/2012/PN.Jkt.Bar, dated 20 June 2013; Jakarta High Court judgment 48/PDT/2014/PT.DKI, dated 7 May 2014; and Supreme Court judgment 1572 K/PDT/2015, dated 23 October 2015.

インドネシア言語法および契約実務に関する最新動向

第3項は、その文言から一義的に明らかというわけではありませんが、インドネシアの実務家からは、この第3項が「英語等の外国語によって作成された契約書はあくまでも当事者間で理解を統一するための対訳または翻訳にすぎないことを明らかにした条文である」との見方もなされています。この解釈を前提とすると、言語法および新規則は、第一にインドネシア語で契約書が作成されることを前提としており、そのうえで外国語版が別途作成されるものだ、という立場を取っていることになります。したがって、「契約締結時に外国語版だけを作成しておいて後でインドネシア語版も作成する」という運用は、言語法および新規則に反していると解されるリスクがあるといえます。この点は解釈の固まっていない点ですが、万全を期すのであれば、契約締結時点においてインドネシア語版を併せて作成することが推奨されます。

一方で、第4項においては、インドネシア語版と外国語版との間で内容に相違があった場合、優先する言語を当事者が合意により決定できることを明らかにしています。したがって、インドネシア語以外の言語を契約書上正文とすることは適法であることが新規則により明らかにされたことができます。

上記以外の点については特段定めがないため、言語法には依然として曖昧な点が残っています。たとえば、言語法および新規則に違反した場合の効果については引き続き何ら定めがなく、解釈に委ねられています。したがって、言語法および新規則の解釈について、今後も引き続き注視していく必要があると言えるでしょう。

3. 代理店契約について

上述の点に加え、代理店等（ここではAgentとDistributorを総称して「代理店等」といいます。AgentとDistributorの違いについては後述。）を起用する契約を外国語で締結する場合、当該契約の翻訳については、法務人権省（Ministry of Law and Human Rights）が選任する宣誓翻訳者によって翻訳することが必要とされております。^{*2}この他にも、代理店契約に関しては、インドネシア法上、契約書の公証やインドネシア大使館商務部発行の証明書取得も必要となる^{*3}など、法令上様々な手続きが必要とされております。インドネシア企業を代理店等として起用する場合には、あらかじめ必要な手続きを専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、インドネシア法では、Agent（インドネシア語で“Agen”。以下“Agent”といいます。）とDistributor（インドネシア語で“Distributor”。以下“Distributor”といいます。）について法律上明確に区別されているため、注意が必要です。

Agentは、サプライヤ（製品やサービスの供給者）のために、またはサプライヤを代理して取引の媒介を行う者を指します。^{*4}実際に製品やサービスの売買契約を締結する際は、サプライヤと顧客との間で契約が締結されることになります（Agentが契約締結の代理権限を有する場合もあれば、純粋に仲介の役割のみを果たす場合もあります）。他方、Distributorは、サプライヤではなくDistributor自身の名義に基づいて製品やサービスの購入、保管、販売およびマーケティングを行う者を指します。^{*5}

^{*2} Regulation of the Minister of Trade of the Republic of Indonesia No.11 of 2006 regarding Provisions and Procedures Issuance of Registration Letters Agents or Distributor of Goods and/or Services 第21条8項

^{*3} 同条第1項

^{*4} 同法第1条4号

^{*5} 同条第5号

インドネシア言語法および契約実務に関する最新動向

したがって、DistributorはAgentと異なり、顧客との間で直接に契約を締結します。日本語でも「代理店」と「販売店」の区別がよく議論されますが、インドネシアにおいては上述のとおりAgentとDistributorが法律上明確に区別されておりますので、契約締結の際は、相手方をAgentとして指名するのかDistributorとして指名するのかを明確にするとともに、相手方に付与する権限の範囲を契約書にはっきりと記載することが重要です。

4. 最後に

以上のとおり、新規則の内容を踏まえると、これまでの実務の運用どおり正文を英語等の外国語に設定しつつも、契約締結時点でインドネシア語版と外国語版を「同時に」作成する方がより安全であると解されます。もっとも、實際上、契約が無効となるリスクがどの程度重大なものかは依然として不明確であるため、インドネシアで契約書を作成する際は、インドネシア語版を作成する手間・コストと

当該契約の重要性を考慮し、個別に判断する必要があります。

なお、従前、契約締結時に英語等の外国語で作成した契約書において「新規則が施行された時にインドネシア語版を作成する」という旨の規定を置いている例がありましたが、そのような場合には速やかにインドネシア語版を作成する必要があります。

我々AsiaWise Groupは、インドネシア案件についても、本記事の共同執筆者であるユーベン・プラナタ弁護士をはじめ、現地の法律事務所と密に連携して対応可能な体制を整えております。お悩みの際は、お気軽にご相談ください。

以上

インドネシア言語法および契約実務に関する最新動向

執筆者



松村 正悟

AsiaWise Legal Japan アソシエイト

弁護士（日本）

<Career Summary>

2018年1月より都内法律事務所にて勤務を開始し、業種・規模を問わず様々な企業の案件（コーポレート、紛争等）を担当。2019年、新たな挑戦を求めて一念発起しAsiaWise法律事務所へ加入。インド、東南アジアをはじめとするアジア各国の契約、紛争等の法律案件に対応している。

<Contact>

shogo.matsumura@asiawise.legal



Yuvensius Pranata

Yuven & Partners Law Office パートナー

弁護士（インドネシア法）

<Career Summary>

製造業、貿易業、金融業、プライベート・エクイティ、不動産業、建設業、職業訓練等の様々な産業において、M&A、合併、ファイナンス、外国投資、企業再編、破産等の分野に関して、国内外の多数のクライアントを代理してきた経験を有する。2013年に日本の大手法律事務所において、2015年には米国の大手法律事務所において客員外国弁護士プログラムに参加。

<Contact>

yuven@yuvenlaw.co.id

インドネシア最新知財情報

<目次>

- 改正前インドネシア特許法（旧特許法）の特許年金債権に関する最近の動向
- 特許の実施義務に関する最近の動向
- 模倣品対策としての税関登録とその手続き

1. インドネシア旧特許法の特許年金債権に関する最近の動向

(1) 旧特許法の年金債権問題とは

2016年8月26日にインドネシア特許法が改正されるまで、インドネシア知的財産総局（DGIP）が改正前インドネシア特許法（以下「旧特許法」）の施行当時に未納付であった特許年金の納付を求め特許権者に督促状を送付するという事例が多発し、大きな問題となっていました。これは、旧特許法下では、年金が未納付だった場合に特許が即座に放棄されず3年間未納付となって初めて放棄されるという、インドネシア特有の特許実務により生じていた問題です。通常の特許実務においては、出願人が案件を放棄すると判断した場合、それ以上費用を発生させないため、代理人に何もしないよう指示をします。しかし、旧特許法下では、このような指示をすると、特許が放棄されず3年間未納付となり、放棄したはずの特許に関して債務が積み上がって督促状が届くことになっていました。

(2) 年金債権問題の最近の動向

2016年の特許法改正により、インドネシアでも年金が未納となった時点で即座に特許が放棄されるようになり、出願人の知らぬ間に債務が積み上がるということはありませんでした。しかしながら、特許法の改正により、旧特許法下で生じた債務が消えるわけではありません。その点が、2018年8月16日付けのDGIPからの通知により、特許権者に明示的に突きつけられました。この通知では、未納付年金を6ヶ月以内（すなわち2019年2月15日まで）に納付しない場合、当該出願人の新規特許出願を受け付けないということが明らかにされました。その後、この6ヶ月という期限は2019年8月17日まで延長されました。最新の情報によると、2020年1月31日までに未納付年金を支払うと述べたコミットメントレターを提出し、2020年7月31日までに未納付年金を支払う義務が、特許権者に課されています。

(3) 日本企業が取り得る対策

AsiaWiseでは、既に多くの日本企業がこの未納付年金の支払いを済ませているという情報を得ていますが、万が一この未納付年金を納めていない場合、インドネシア代理人を通じて速やかに支払うことをお勧めします。DGIPは、納付しない場合は新規特許出願を受け付けないことを、明確に通知しています。

特許法	年金未納付の際の特許の取扱い
インドネシア旧特許法 (2016年8月26日以前)	(即座に放棄されず) 3年間未納付となることで放棄される (その間は債務が蓄積する)
インドネシア新特許法 (2016年8月26日以降)	即座に放棄される (債務が蓄積しない)
日本特許法	即座に放棄される (債務が蓄積しない)

各特許法での年金未納付の際の特許の取扱い

インドネシア最新知財情報

今後のインドネシアでの知的財産保護において不利益を被る可能性を極力小さくするためにも、迅速に対応することが望ましいです。

2. インドネシア特許実施義務の最近の動向

(1) 特許実施義務とは

インドネシア特許法によると、特許権者は、インドネシア国内において、特許を受けたものの製造義務又は特許を受けた方法を使用する義務（実施義務）を負います。2016年8月26日の特許法改正により、インドネシアへの技術移転、投資、及び雇用創出の促進を目的として、特許の実施義務規定が強化されました。具体的には、それまでにあった除外規定が削除されました。また、この改正により、特許付与から36ヶ月以内に実施義務を果たさない場合には、強制実施権の根拠や裁判所での特許取消理由となることになりました。

(2) 延長申請について

その後2018年7月11日施行の特許規則改正により、特許権者は、この実施義務の延長を申請可能になりました。延長申請は、特許付与から36ヶ月以内に、理由書とともに、インドネシア法務人権省に対して行わなければなりません。実施義務の延長期間は、延長の決定の日から最長5年間です。この延長期間は、理由があれば申請により更に延長することができます。

(3) 日本企業の取り得る対応

AsiaWiseで確認したところ、インドネシアにおける実施義務に関する訴訟事例は、これまでのところ見られませんでした。また特許の実施義務違反を理由として強制実施権が発動された事例も見当たりません。現行法では、実施義務違反を理由とする特許取消訴訟は、検察官又は国益を代表するものが提起可能とされていますが、この「国益を代表する者」

の解釈については明確な規定がない状態です。こうした状況下では、特許実施義務違反がすぐに不利益を被ることになるとは考えにくいですが、先を見越して不実施の案件について延長申請をしておくことが望ましいと考えております。

3. インドネシアの税関登録

(1) 税関登録とは

商標や著作権を侵害した模倣品への対策として、税関における水際対策が知られています。事前に商標や著作権を税関に登録しておけば、効果的に模倣品に対処することが可能ですので、税関登録制度を整備することが重要となっています。しかしながら、インドネシアではこれまでに税関総局による知財侵害物品に関する法令や手続きが整備されていませんでした。

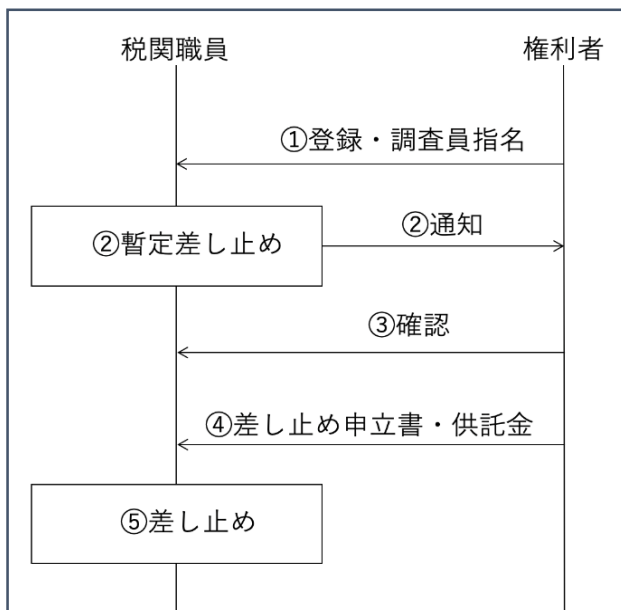
そんななか、2018年4月に、知的財産侵害物品の税関総局による取り締まり（差し止め）に関する財務大臣規程が公布されました。この規程により、権利者側及び税関総局の手続きの細目が具体的に示され、輸出入に関しては権利者側の利益保護体制が整ったといえます。本規程の取り締まり対象は商標権及び著作権などで、対象は商業貨物となり、旅客貨物などの手荷物には適用されません。

(2) 税関登録手続きから差し止めの流れ

通常、税関登録手続きから差し止めまでは以下の5つのステップにより行われます。

- ①権利者による登録・調査員指名
- ②税関職員による暫定差し止め・通知
- ③権利者による確認
- ④権利者による差し止め申立書・供託金の提出
- ⑤税関職員による差し止め

インドネシア最新知財情報



税関登録手続きから差し止めまでの流れ

①権利者による登録・調査員指名

権利者は、権利保護を求める商標権・著作権の登録を書面により行います。登録は1年間有効で、期限終了30日前に申請して延長することができます。また、権利に関して詳細に理解している調査員を指名しなくてはなりません。登録申請が許可された場合、当該商標権・著作権の登録証が発行され、これらの知財権がシステムに登録されます。

②暫定差し止め・通知

税関職員は、システムに登録された情報に基づく税関調査や情報分析から得られた十分な証拠を根拠に、知財権侵害物品又は侵害疑義物品である輸入品・輸出品を暫定的に差し止めることができます。知財権侵害の疑義が発見された場合には、権利者に通知書が送られます。

③確認

権利者は侵害の疑義が発見された通知から2日以内に税関職員に対して確認の通知をし

ます。この確認とは、裁判所に対して差し止め命令の申立をするかしないかの確認です。裁判所に対して差し止め命令の申立をすると確認の通知をした場合、④で差し止め申立書と供託金の提出が必要となります。

④差し止め申立書と供託金の提出

権利者は、裁判所に対して差し止め命令の申立をする場合、通知から4日以内に、税関に対し銀行又は保険会社の保証形式で1億ルピア（約76万円）の供託金を、裁判所長官に対し差し止め申立書を提出しなければなりません。

⑤差し止め

差し止め申立が許可されると、税関職員により差し止めが行われます。差し止めは10営業日以内で、1回のみ延長することができます。それ以降の対応については裁判所に委ねられます。

(3) 日本企業の取り得る対応

本規程により、インドネシアにおける模倣品の水際対策は整備されたといえます。今後は、税関登録制度の活用を検討していくことが重要と考えています。単に税関に登録するだけでなく、暫定差し止めの際に迅速に応答し供託金を納めることが必要となりますので、予め全体の流れを確認した上で、税関に商標権・著作権を登録することをお勧めします。加えて、差し止め以外の措置として、訴訟又は裁判外紛争解決手続き（ADR）のような別の法的措置を税関登録に組み合わせて使用することも、模倣品取り締まりの効果的な手段です。

以上

インドネシア最新知財情報

執筆者

**奥 啓徳**

AsiaWise Cross-Border Consulting Singapore Pte. Ltd. 代表

Chair of IP Practice

<Career Summary>

11年に及ぶ企業知財部の経験をベースに、6年に及ぶインド&シンガポール（ASEAN）の現場経験をMIXさせ、日本企業のインド&ASEANにおける知財課題の解決を専門とする。

<Contact>

yoshinori.oku@asiawise.legal

**田中 陽介**

AsiaWise Cross-Border Consulting Singapore Pte. Ltd. 所属

Cross Border IP Expert

<Career Summary>

2010年からのシンガポールにおける現地経験をもとに、インド、ASEAN等の知的財産案件（特許・意匠・商標権利化、特許調査）を専門とする。

<Contact>

yosuke.tanaka@asiawise.legal

中国における個人データ（個人情報）保護法制【後編】 ～サイバーセキュリティ法の解説～

前号では、「中国における個人データ（個人情報）保護法制～サイバーセキュリティ法の解説～」の前半として、個人データ保護に係る一般的な規制内容について説明しました。今号では、その後半として、個人データ等の国外移転に関する内容をお届けします。

目次

I 中国における個人データ（個人情報）保護に関する法律

II 個人データ保護

III 個人データ等の越境移転規制と Data Localization（以下、本号）

1. 越境移転規制

2. Data Localization規制

3. 罰則

IV 今後について

III 個人データ等の越境移転規制と Data Localization

サイバーセキュリティ法は、

「重要情報インフラの運営者が中華人民共和国の国内での運営において収集、発生させた個人データ及び重要データは、国内で保存しなければならない。

業務の必要性により、国外に対し確かに提供する必要がある場合には、国のネットワーク安全情報化機関が国务院の関係機関と共同して制定する弁法に従い安全評価を行わなけれ

ばならない。法律及び行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めに基づいて行う。」

と定めています（法37条）。

このように、中国国内で収集、発生させたデータは、中国国内に保存しなければならないという規制が存在しています。このように、当該国内で収集、発生したデータを当該国内に保存しておかなければならないとする規制を、一般的に「Data Localization規制」といいます。

また、データを国外へ移転させる場合にも安全評価を行わなければならないという規制を及ぼしており、これを「越境移転規制」といいます。個人データを国外へ越境移転させる場合については、GDPRにおいても同種の規制が置かれており、GDPR対応を行った企業にとっては、あれと同じような話か、とイメージができると思います。

こうしたData Localization規制や越境移転規制は、アジアの多くの国において既に導入されている規制であり、グローバルに展開する企業にとって、今後重要な規制となってくるので、中国に限らず、頭の片隅にでも記憶しておくくと有益であると考えられます。

1. 越境移転規制

(1) 規制の適用対象

ア 適用主体

上記のとおり、サイバーセキュリティ法は、越境移転規制の規制対象を「重要情報インフラの運営者」*1としています。

*1 重要情報インフラとは、「国は、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政サービス等の重要業界及び分野や、一旦機能の破壊若しくは喪失又はデータ漏えいに遭遇すると、国の安全、国民の経済・生活及び公共の利益に重大な危害を及ぼす恐れおそれのある重要な情報インフラ」であると規定され、その具体的な範囲は、国务院が制定するとしています（法31条1項）。但し、制定された「重要情報インフラ保護条例2017年7月11日意見募集稿」では、別途定める「重要情報インフラ識別ガイドライン」に従い、主管部門が識別を行い報告すると定められているものの、当該ガイドラインは中央レベルでは未だ存在しません。

中国における個人データ（個人情報）保護法制【後編】 ～サイバーセキュリティ法の解説～

しかし、「個人情報国外移転安全評価規則 2019年6月13日意見募集稿」*2（以下「安全評価規則」といいます）においては、その主体が「ネットワーク運営者」へと拡大されています（安全評価規則2条）。日本であれば、下位規則で法律の適用範囲を拡大することはあまりありませんが、実際にそのような事態となっているため注意が必要です。

また、安全評価規則では、外国企業がオンライン経由で中国の個人データを取得する場合に、中国国内における代表者又は機構を通じてネットワーク運営者の責任を果たさなければならないと、明文で規定されています（安全評価規則20条）。このため、例えば、日本国内から中国に保存されている個人データにアクセスできるようにする場合でも、対応が必要となります。

イ 適用対象データ

適用対象となるデータは、サイバーセキュリティ法においては、上記のとおり「個人データ」と「重要データ」とされています。このうち重要データについては、旧安全評価規則において、「国の安全、経済発展、及び社会公共の利益と密接に関わるデータをいい、具体的な範囲は国の関連基準及び重要データ識別ガイドラインを参照する」と規定され、これを受けて、「重要データ識別ガイドライン」において判断基準が詳細に定められています。

ところが、安全評価規則においては、「重要データ」の概念が削除され、個人データのみを対象として規定が置かれています。このことが、「重要データ」概念の放棄を意味するのか、それとも追って「重要データ」に関する規則が別途定められるのかは不透明な状

況です。

(2) 国外移転の判断

旧安全評価規則では、国外への移転とは、ネットワーク運営者が、中国国内において収集し、生成した個人データ及び重要データを、国外にある機構、組織、個人に提供すること、とされていました（旧安全評価規則17条2号）。安全評価規則ではこのような定義は削除されていますが、国外にある機構、組織、個人に個人データを提供することが国外移転に該当することは、依然として疑いないところであると考えられます。

また、「データの国外移転に関する評価ガイドライン 2017年8月30日意見募集稿」（以下「国外移転評価ガイドライン」といいます）によれば、直接又は業務展開、サービス若しくは製品等の提供の方法により、国外の機構、組織又は個人に、1回限り又は連続的に提供することが国外移転であるとされています（国外移転評価ガイドライン3.7条）。

このガイドラインを踏まえると、GDPRと同様に、データ自体が国外へ移転していなくても、国外の企業等が個人データ等にアクセスし閲覧できる状態になっていれば、国外移転であると評価されると解されます。

(3) 国外移転の方法

ア 安全評価

上記のとおり、個人データ等を国外移転するためには、安全評価を実施しなければなりません（法37条）。安全評価に関する規則やガイドラインとして、既に述べた安全評価規則、そして国外移転評価ガイドラインがあります。

*2 これ以前に「個人情報及び重要データの国外移転安全評価規則 2017年4月11日意見募集稿」（以下「旧安全評価規則」といいます）が存在しています。しかし、その意見募集を踏まえて、2019年6月13日意見募集稿が出されたようですので、以下では2019年版を最新版であるとして説明を行います。なお、そのタイトルからも分かるように、安全評価規則は「重要データ」の概念を用いなくなっており、このことがData Localization規制に不透明な影響を与えています（後記2. 参照）。

中国における個人データ（個人情報）保護法制【後編】 ～サイバーセキュリティ法の解説～

この規則とガイドラインを踏まえると、安全評価の概要は以下のとおりとなります。

(i) 国外移転に係る申請書、移転先との契約、個人データ安全リスク・安全保障分析レポート、その他要求された資料を省級政府機関に申請（安全評価規則3条、4条）

分析に際しては、第1段階として国外移転の目的評価*3、第2段階として安全リスク評価*4を行う（国外移転評価ガイドライン4.1条）

(ii) 申請を受けた機関は、審査を行う。審査は、一般的なコンプライアンス違反の有無から移転先との間で締結された契約内容の履行可能性、移転される個人データの正当性など多岐にわたる（安全評価規則6条）

また、申請者が行った上記評価についても再評価を行う（国外移転評価ガイドライン4.3条）

(iii) 国外移転の許可は、原則として、申請から1営業日以内に出される（安全評価規則4条）

審査結果に異議がある場合は、上級機関に異議申立てが可能（安全評価規則7条）

(iv) 複数の移転先に移転する場合は、複数の安全評価が必要（安全評価規則3条）

また、移転するデータに変更があった場合や2年毎の再評価が必要（同条）

イ その他の要件

上記の安全評価を行えば即国外移転が許されるわけではありません。例えば、国の安全や社会公共の利益を損なう可能性がある場合には国外移転は認められません（安全評価規

則2条）。

また、ネットワーク運営者は、国外移転した個人データを記録し、それを5年間保存しなければならず（安全評価規則8条）、加えて、毎年、国外移転の実施状況を政府機関に報告しなければなりません（安全評価規則9条）。

2. Data Localization規制

冒頭で述べたとおり、サイバーセキュリティ法は、「重要情報インフラの運営者が中華人民共和国の国内での運営において収集、発生させた個人情報及び重要データは、国内で保存しなければならない」と規定しています。

しかし、上記のとおり、安全評価規則では規制の名宛人がネットワーク運営者へと拡大されており、Data Localization規制の名宛人も拡大される可能性があります。また、重要データ概念について定めていた旧安全評価規則から、重要データ概念を用いない安全評価規則へと改訂がなされたため、Data Localization規制が、今後も重要データを対象とし続けるのか否かは不透明な状況です。

いずれにしても、Data Localization規制の詳細は、今後の規則等の公表・制定を待たなければなりませんが、個人データ等のデータを中国国内に保存しておかなければならないという規制が法律上存在しているということは、現時点においてもしっかり留意しておかなければなりません。

3. 罰則

越境移転規制とData Localization規制に対する違反については、以下のような罰則が設けられています（法66条）。

*3 目的評価は、国外移転の合法性、正当性、必要性、安全性の側面から評価されます。（国外移転評価ガイドライン5.1条）。

*4 安全リスク評価は、移転予定のデータの種類、移転の際や移転後にデータ保護に関するインシデントが発生する可能性及びその影響の側面から評価されます（国外移転評価ガイドライン5.2条）。

中国における個人データ（個人情報）保護法制【後編】 ～サイバーセキュリティ法の解説～

① 主管部門による是正命令

② 警告、違法所得の没収、5万元～50万元の過料、関連業務の一時停止、営業停止・整顿、Website閉鎖命令

③ ②と併せて、関連する許可証の没収、直接責任者に対する1万元～10万元の過料

IV 今後について

以上のとおり、中国のサイバーセキュリティ法は、個人データ保護に関わる部分だけを概説してもこれだけの分量となってしまうものであり、包括法といえる内容の規制を持つ法律です。

しかも、2017年の施行以来、既に当局は多くの執行事例を有しています。その多くは、個人データに関するものではなく、セキュリティ体制の整備に関するものではありませんが、当局の執行意欲は相当に旺盛なものです。しかも、周辺の関連規則やガイドラインの整備が急速に進んできており、今後は、個人デー

タに関する執行も多くなされることが予想されています。既に中国企業に対しては、一定の業種の企業に対して一斉査察を行うなどされていることから、日本企業を含む国外企業に対しても、このような査察がなされないとは言えません。関連規則等の整備にあわせて、いよいよ日本企業もその対応を本格的に行う時期が来ていると言えます。

AsiaWise法律事務所では、このような中国を含むアジア各国の個人データ保護法制対応を行っております。実際に体制構築サポートを行う際には、各企業の実情を踏まえて、対応順序、対応箇所、対応の程度等、具体的かつ現実的な対応の仕方をご提案しておりますので、課題や関心をお持ちのクライアント様は、気兼ねなくご連絡下さいませ。

以上

中国における個人データ（個人情報）保護法制【後編】 ～サイバーセキュリティ法の解説～

執筆者

**渡邊 満久**

AsiaWise Legal Japan

Data Practice Leader

弁護士（日本）

<Career Summary>

弁護士登録後、企業を当事者とする紛争解決、M&Aを含む企業法務全般を強みとする国内法律事務所及び外資系法律事務所にて勤務。訴訟・仮差押え・仮処分等の裁判業務、税務紛争、M&A、債権法・会社法・労働法・消費者関連法等企業法務全般の経験を有する。

一方で、近時は、個人データに限らずデータ全般を利用したビジネス・プロジェクト組成、AI利用に係る法的問題点の解決、クロスボーダーでのデータ利活用等について、課題解決に取り組む。

<Contact>

mitsuhisa.watanabe@asiawise.legal

**江 广嘉（ジャン・ジャスティン・グァンジャ）**

AsiaWise Legal Japan パラリーガル

<Career Summary>

中国・広州出身、2014年来日して名古屋大学入学。2017－2018年ニューヨーク大学での交換留学を経て、2019年名古屋大学法学部を卒業。同年、都内の二つの法律事務所でインターンシップを経験。テクノロジー化・ダイバーシティ化・グローバル化の未来に対する重要性・意義を感じ、クロスボーダー法務をキャリアとして決意し、同様の理念をもつAsiaWise法律事務所へ入所。

<Contact>

justin.jiang@asiawise.legal

AW Update 1

日本経済新聞社プロデュース、株式会社日経カルチャー主催の 視察ツアー「スタートアップ大国『インド』を体感」協賛のお知らせ

日本経済新聞社様プロデュース、株式会社日経カルチャー様主催の視察ツアー「スタートアップ大国『インド』を体感」について、AsiaWise Groupでは、Japan Airlines様、Rebright Partners様とともに協賛しております。

後述の告知サイトでは、AsiaWise Group代表の久保光太郎が本視察ツアーに寄せたビデオメッセージもご覧になれますので、是非ご参照ください。

【概要】

表題：「スタートアップ大国『インド』を体感」

開催期間：2020/4/14 (火) ～ 4/18 (土)

場所：インド（バンガロール）

告知サイト：<https://events.nikkei.co.jp/23486/>

参加：告知サイト下部の「お問い合わせ・資料請求」からご連絡ください

視察料（旅行代金）：745,000円（エコノミークラス利用・1名様1室）

※1 ビジネスクラスのご利用、現地集合/解散のご希望についてはお問い合わせください

※2 燃油サーチャージ12,000円と国内外空港諸税6,170円、国際観光旅行税1,000円（いずれも1月6日現在の目安金額）は含まれておりません。確定金額はご出発前に別途ご請求があります

【スケジュール】

DAY 1 (4/14)

18:10成田発、0:30バンガロール着
(バンガロール3泊)

DAY 2 (4/15)

スタートアップ訪問、ビジネス交流会

DAY 3 (4/16)

スタートアップ訪問、専門家との討議

DAY 4 (4/17)

現地米欧企業訪問、市内視察

DAY 5 (4/18)

2:45バンガロール発、14:15成田着

【ツアーのポイント】

1. インド起業家との人脈を築く

スタートアップや現地進出企業を訪問し、直接議論を交わしたり質疑応答に挑んだりします。ネットワーキングや交流会の機会も

2. プロフェッショナルと交流する

商慣行や法制の違いがハードルとなるインドですが、本ツアーではインド専門のファンドや法律事務所の協力を得てプロフェッショナルなアドバイスを受けることができます

3. リアルな体験 百聞は一見に如かず

現地のビジネスを自分の目で見て、耳で聴いて、肌で感じることができます。同行者や参加者との意見交換も

ここ10年のうちに、インドにおけるスタートアップは、約500社から約1万6000社に迫る勢いで増え続けています。なかでも最も多くのスタートアップが集積するインド最大のIT都市バンガロールを、ぜひ体験してみてください。

AsiaWise Groupでは、インドにおいて現地のメンバーファームを通じてデリー（グルガオン）及びバンガロールに2拠点を擁しており、現地には日本人弁護士、IPプロフェッショナルも駐在しております。バンガロールへの進出、現地スタートアップへの投資等、リーガルニーズがありましたらお気軽にご連絡下さい。

AW Updates 2

渡邊満久弁護士インド駐在開始のご連絡

AsiaWise Groupではかねてよりインド業務に注力して参りましたが、2020年1月より、佐藤賢紀弁護士に続く2人目の日本人駐在弁護士として、渡邊満久弁護士がインド駐在を開始致しました。



渡邊弁護士のプロフィールについては、こちら↓をご参照下さい。

<https://www.asiawise.legal/members>

渡邊弁護士は、都内の法律事務所に勤務後、昨年8月、AsiaWise法律事務所に参加致しました。その後、アジアのクロスボーダー案件に対応するかたわら、個人情報、データ、AIにまつわる新たな法分野において専門化を図っております。

渡邊弁護士は、インド駐在開始当初はAsiaWise Groupのインド・メンバーファームWadhwa Law Offices (WLO) のグルガオン・オフィスに勤務致しますが、今年3月以降は、同バンガロール・オフィスに常駐します。これにより、AsiaWise Groupは、インド北部（デリー・グルガオン）及び南部（バンガロール）に複数の日本人弁護士を駐在させる日本唯一の法律事務所となります。

バンガロールは、インドのシリコンバレーと呼ばれ、AIを始めとする最新テクノロジーを開発するスタートアップ、エンジニアの一大集積地となりつつあります。日本との関係で見ても、今年4月には成田との直行便が就航し、ますます人的交流が増加しつつあります。渡邊弁護士は、バンガロールに駐在する数少ない日本人弁護士として（2020年1月現在、日本人駐在弁護士の数はゼロです）、日本とインドをつなぐ水先案内人になります。

AsiaWise Groupは、アジアのクロスボーダー・プロフェッショナル・ファームとして、今後、日本企業のアジアでの新たな挑戦をサポート致します。今後の展開にご期待下さい。

早稲田大学ビジネススクール講義報告－テクノロジーと法の関係とは？－

AsiaWise法律事務所代表弁護士 久保光太郎が、早稲田大学ビジネススクールにおいて、「テクノロジーと法の関係」をテーマに講義させていただきました。



文：久保光太郎

去る1月15日、早稲田大学ビジネススクール（MBAコース）にて、「Legal Issues in Digital Era ～The Future of Rule Making（デジタル時代の法律問題 ～ルールメイキングの将来）」というテーマで講義を行いました。米国、中国、欧州等、世界各国から集まった学生たちを相手に、90分間英語で議論をすることができ、とてもよい刺激を頂きました。

昨年も同様のテーマで講義をしたのですが、今回は、その後1年間の社会・テクノロジーの変化を踏まえ、内容を大幅にアップデート致しました。昨年10月には、同じクラスでプラットフォームによるデータ収集に伴う問題についての講義を行っていたので、今回は以下の問題を取り上げました。

- ① 自動運転（特にSAEレベル4及び5）導入後、既存の規制、責任の枠組みはどのような変容を受けるか。AIを利用することにはどのようなリスクがあるか（学習データの収集の限界の問題等）。
- ② 顔認証技術は、どのようなリスクを有しているか。特に犯罪予測、捜査に利用された場合、どのような危険があるか（AIに人間のバイアスが混入する問題等）。
- ③ SNSを始めとするデジタル・メディアにおいてフェイク・ニュースとどう向き合うことが必要か。フェイク・ニュースはなぜ危険なのか（思想の自由市場とフィルター・バブルの問題）。誰が取締りの責任をもつべきなのか（シンガポールのAnti-Fake News法等）。



テクノロジーの進化に伴って社会が変化する中、法律家の役割は非常に重要です。法律家はすでに起こった事象に対して受け身で対処するばかりでなく、将来のリスクを予見し、あるべき法律制度についても議論することが必要だと思います。

新しいテクノロジーにまつわる問題を議論するためには、すでに制定されている法律（実定法）の解釈を超えて、法の役割

（Jurisprudence）、社会の在り方に関する政策論、さらには哲学や倫理の問題についても、幅広く考える必要が出てきます。

また、将来の問題をより深く理解するためには、私たちの次の世代がどのような時代を生きるのかを想像しつつ、同時に、過去の叡智（歴史）に対して目配りすることも必要です。今回の講義では、自動運転との関係で、19世紀において社会がいかにして鉄道技術を受け入れたか、顔認証技術との関係で、19世紀において犯罪学者（ロンブローゾ等）がどのような研究をしていたのかといった歴史にも言及しました。

今回はMBA留学生と一緒に議論しましたが、私としては、上記のようなテーマについて、是非、法律実務家や法律を勉強する学生とも議論したいと思っています。ご興味がある方は是非お声掛け下さい。



AsiaWise Groupはアジアを中心に活動するCross-Border Professional Firmです。国境を超え、業際を超え、クライアントへのValueを追求しております。

本稿の無断複製・転載・引用は固くお断りいたします。